

江の川河川整備アドバイザー会議 公開規定 (案)

(目的)

第 1 条 本規定は、江の川河川整備アドバイザー会議（以下「会議」という。）規約第 6 条の条項に基づき、会議の公開を定めるものである。

(会議開催の周知)

第 2 条 会議の開催については、記者発表を行うとともに、国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所及び三次河川国道事務所ホームページ（以下「HP」という。）により一般に周知する。

(会議の公開)

第 3 条 会議は原則として公開とする。

- 2 会議の配布資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、HPにて公開する。
- 3 会議の議事録は、意見及び質問、事務局の回答及び対応から構成される要旨をHPにて公表する。なお、発言者の氏名は記載しないものとする。

(その他)

第 4 条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、会議で定める。

附則

(施行期日)

この規約は平成 30 年 2 月●日から施行する。